

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
1	質問	実施方針	1	18	1(1)エ	SPCが公募によらず指定管理者として指定されるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
2	質問	実施方針	1	18	1(1)エ	指定管理者としての指定期間は、PFI事業契約と同じ平成41年3月末までという理解で宜しいでしょうか。	PFIの事業契約における運営・維持管理期間と、指定管理者制度の指定期間との整合性が図れるよう対応する予定です。
3	質問	実施方針	1	19	1(1)エ	指定管理者の指定時期の目途は、いつ頃と考えたらよろしいでしょうか。	事業契約の締結後、施設の供用開始前までに施設の設置条例を制定し、議会の議決を経て指定します。
4	質問	実施方針	1	19	1(1)エ	指定管理者の指定期間は、どのように考えたらよろしいでしょうか。	NO.2の回答を参照してください。
5	質問	実施方針	1	19	1(1)エ	「指定管理者としての業務範囲」は「PFI選定事業者としての業務範囲」を超えないものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
6	質問	実施方針	1	19	1(1)エ	指定管理者の取消事由と事業契約の解除事由とは同一との理解でよろしいでしょうか（指定管理者のみが取消となり、これによって事業契約に基づく業務が行えなくなることはないように規定願います。）	PFIと指定管理者制度は、各々独立したものです。事業契約の成立後、指定管理者の指定が否決されたり、取り消された場合に、その否決事由や取消事由が、そのままPFI事業契約の解除事由になるとは限りません。また、指定管理者の指定が取り消される事態が発生し、業務に支障が生じた場合の扱いについては、募集要項等の公表時に示します。
7	質問	実施方針	1	19	1(1)エ	「指定管理者」の指定の期間は、事業契約終了の時点まで継続するものとの理解でよろしいでしょうか。	NO.2の回答を参照してください。
8	質問	実施方針	1	19	1(1)エ	指定管理者の指定の議決の予定時期につきご教示願います。	NO.3の回答を参照してください。
9	質問	実施方針	1	19	1(1)エ	指定管理者の取消事由と事業契約の解除事由とは同一との理解でよろしいでしょうか（片方のみが解除となることはあるのでしょうか）。	NO.6の回答を参照してください。
10	質問	実施方針	2	14	1(1)ク	SPCは資本金限度額の決まりはありますか？	資本金限度額の決まりはありません。商法に基づく株式会社を設立してください。
11	質問	実施方針	2	16	1(1)ク	SPCの本店所在地を宇都宮市内とする必要がありますか。	SPCの本店所在地は宇都宮市内としてください。
12	質問	実施方針	2	20	1(1)ク①	工事監理業務は市が直接行なうのでしょうか。それとも「斎場施設の設計業務」に含まれるということでしょうか。	工事監理業務は、SPCが実施する業務とします。実施方針1(1)ク①斎場施設の整備に係る業務に「斎場施設の工事監理業務」を、2(3)ア応募者の構成に「斎場施設の工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）」をそれぞれ追加します。なお、「設計企業が工事監理企業を兼ねること」は可能とし、「施工企業が設計企業を兼ねる」場合は、「工事監理企業を兼ねること」はできないものとします。また、2(3)イ基本的な参加資格要件に、「(ウ)工事監理企業は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。」を追加します。以上の内容をもとに今後実施方針を修正する予定です。
13	質問	実施方針	2	22	1(1)ク①	斎場施設の所有権移転業務とは、具体的にどのような業務を想定されているのでしょうか。	施設引渡しに係る業務手続を想定しています。
14	質問	実施方針	3	1	1(1)ク②	売店等業務は自己収益事業との記述も出てきますが、独立採算ベースで事業者のリスクで行なうものというお考えでしょうか？	ご質問のとおりです。
15	質問	実施方針	3	1	1(1)ク②	売店等運営のために利用するスペースの賃料は無料と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
16	質問	実施方針	3	1	1(1)ク②	売店等の運営において赤字が続く等経営不振の状況となり、回復の見込みが立たないといった場合、当該業務についてのみ契約を解除とすることは可能でしょうか。	売店業務のみ契約を解除することはありません。
17	質問	実施方針	3	1	1(1)ク②	斎場施設の運営に係る業務のうち「売店等業務」は独立採算であるという理解で宜しいでしょうか。また、その他に独立採算となる業務はあるのでしょうか。	ご質問のとおりです。そのほかに独立採算となる業務はありません。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
18	質問	実施方針	3	2	1(1)ク②	式場運營業務について利用者の増減に伴う変動費用についての考え方をご教示下さい。	式場運營業務については、利用者の増減に伴う変動費用は想定していません。
19	質問	実施方針	3	2	1(1)ク②	式場運營業務について利用者の増減に伴う変動費用についての考え方をご提示ください。	NO.18の回答を参照してください。
20	質問	実施方針	3	3	1(1)ク②	事業者は料金徴収の代行業務を行なうのみで、施設の需要リスクを負うわけではないとの理解でよろしいでしょうか。	売店等業務については、NO.14の回答を参照してください。売店等業務を除く斎場施設の運営に係る業務については、ご質問のとおりです。
21	質問	実施方針	3	4	1(1)ク②	その他事務支援業務とは具体的にはどういった業務内容となりますでしょうか？	施設見学への対応や葬祭業者への連絡等を想定しています
22	質問	実施方針	3	4	1(1)ク②	その他事務支援業務について、具体的な業務内容をご提示ください。	NO.21の回答を参照してください。
23	質問	実施方針	3	5	1(1)ク③	施設の光水熱費は全て市が負担すると考えてよろしいでしょうか？	募集要項等公表時に示します。
24	質問	実施方針	3	5	1(1)ク③	事業期間にわたる施設の光水熱費は全て市が負担する、との理解でよろしいでしょうか。	NO.23の回答を参照してください。
25	質問	実施方針	3	5	1(1)ク③	大規模修繕業務は本事業に含まれないと考えてよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
26	質問	実施方針	3	5	1(1)ク③	施設の大規模修繕業務は本事業には含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	NO.25の回答を参照してください。
27	質問	実施方針	3	16	1(1)ケ	保存登記の費用は、貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
28	質問	実施方針	3	16	1(1)ケ	本事業はBTO方式となっておりますが、貴市が保存登記を行なうものとの理解でよろしいでしょうか。	NO.27の回答を参照してください。
29	質問	実施方針	3	16	1(1)ケ	本事業はBTO方式となっておりますが、貴市が保存登記を行なうものとの理解でよろしいでしょうか。(PFI事業者に不動産取得税や登録免許税が発生しないという理解でよろしいでしょうか。)	NO.27の回答を参照してください。
30	質問	実施方針	3	16	1(1)ケ	本事業はBTO方式となっておりますが、「墓埋法上の管理者」と「墓埋法上の経営者」及びSPCとの関係についてお示し願います。	墓地埋葬法上の経営主体(経営者)は市となりますが、「施設の管理者」と「墓埋法上の管理者」についてはSPCとなることを想定しています。
31	質問	実施方針	3	17	1(1)ケ	施設を原資取得した事業者が竣工と同時に施設を市に引き渡し、事業者としては施設を所有しない、したがって固定資産税、同取得税とも事業者には課税されない、との理解でよろしいでしょうか。	固定資産税については、ご質問のとおりです。 不動産取得税については、募集要項等公表時に示します。
32	質問	実施方針	3	24	1(1)コ	施設の設計・建設期間は19ヶ月となっておりますが、設計は建築確認申請を含め約7ヶ月、建設期間は造成工事を含め約12ヶ月必要となります。建築確認申請提出までに、開発行為等の申請・許可が必要となるため、開発行為の申請・許可の手続きは市が行うものと考えます。また、開発行為の申請及び許可の手続きの期間はこの19ヶ月に含まれていないと考えますが、如何でしょうか。(通常では開発行為申請・許可の期間は6ヶ月程度と予想しています)	本件は都市計画事業であり、都市計画事業認可を取得していることから、都市計画法の開発行為許可の適用除外案件となりますが、開発に伴う事前協議が必要になります。 事前協議につきましては、応募者が行ってください。
33	質問	実施方針	5	3	1(2)ア	予定価格の公表の時期を、ご教示下さい。	予定価格の公表の有無を含め、募集要項等公表時に示します。
34	質問	実施方針	5	8	1(3)ア	定量的評価について、PSC及びPFI-LCCは公表されるのでしょうか。	PSC及びPFI-LCCの公表の予定はありません。
35	質問	実施方針	6	5	2(1)	公募型プロポーザル方式とありますが、ヒアリング無しの提案書のみの評価ですか。	ヒアリングの実施を想定しています。詳細は募集要項等公表時に示します。
36	質問	実施方針	6	7	2(2)	提案書提出後のプレゼンテーションの予定はありますでしょうか。	NO.35の回答を参照してください。
37	質問	実施方針	6	7	2(2)	現場見学会の予定は有りますでしょうか。無ければ、敷地内への立入は可能でしょうか。	現場見学会の開催を検討していますので、個別で敷地内へ立ち入る事はお控えください。開催時期については別途公表します。
38	質問	実施方針	6	7	2(2)	現地見学会の開催予定について、ご教示願います。	NO.37の回答を参照してください。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
39	質問	実施方針	6	7	2(2)	都市計画変更状況について、ご教示願います。 また、都市計画変更に関連する事業スケジュール変更等のリスクについて、市のお考えをご教示願います。	都市計画の手続きは次のとおり終了しておりますので、事業スケジュールへの影響はないと考えております。 ・平成17年6月10日 都市計画決定 (種類:宇都宮都市計画火葬場の変更, 名称:1-2号 宇都宮市新斎場, 都市計画を追加する部分:宇都宮市上欠町の一部) ・平成17年11月11日 都市計画事業認可 (施行者の名称:宇都宮市, 都市計画事業の種類及び名称:宇都宮都市計画火葬場事業1-2号 宇都宮市新斎場, 事業施工期間:平成17年11月11日～平成21年3月31日)
40	質問	実施方針	6	10	2(3)	人口減少、少子高齢化を背景に各自治体で同種施設の整備が近年急務となっておりますが、本施設のような特殊な施設の設計、施工および運営などの実績を多くもつ企業は限定されてしまいます。 7月の募集要項で参加企業の最低エントリー基準(過去の実績:施設面積〇〇㎡以上、炉数〇〇基以上で過去〇〇年以内など)の公表があると思われますが、現段階で想定されている基準をお聞かせください。 早い段階でSPCを組成する上で、重要な項目と思われます。	実績に関して、実施方針で示した以上の条件を付することは想定していません。
41	質問	実施方針	6	12		平成18年7月募集要項の公表は、市役所のホームページの掲載日は、いつになりますか？	現時点では詳細な掲載日は決定していません。
42	質問	実施方針	6	19	2(3)ア	火葬炉企業又は火葬炉運転企業が運営企業を兼ねることは認められるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
43	質問	実施方針	6	22	2(3)ア	SPCへの出資企業について、企業数の限定はありますか？	企業数を限定する事はありません。
44	質問	実施方針	6	23	2(3)ア	構成員①～⑦の企業以外に出資をせず、SPCから直接業務を受託する協力企業の参加は可能でしょうか。	本事業は、実施方針2(3)アに示すとおり、①～⑦の構成員及びNO.12に示す工事監理企業が実施するものとします。
45	質問	実施方針	6	23	2(3)ア	構成員は必ずSPCへ出資しなければならないのでしょうか。	代表企業以外の構成員は、出資の義務はありません。
46	質問	実施方針	6	23	2(3)ア	「構成員」は必ずしも「出資者」である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	NO.45の回答を参照してください。
47	質問	実施方針	6	23	2(3)ア	すべての構成員がSPCへの出資の義務を負うことになるのでしょうか。	NO.45の回答を参照してください。
48	質問	実施方針	7	1	2(3)ア	維持管理企業は火葬炉保守管理業務を行いませんが、火葬炉保守管理業務を行う企業は他の企業が兼務してもよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
49	質問	実施方針	7	3	2(3)ア	火葬炉運転企業が運営企業を兼ねることは当然に可能と理解しますが、宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
50	質問	実施方針	7	3	2(3)ア	施工企業が工事監理業務を行なうことは可能であるという理解で宜しいでしょうか。	施工企業は、工事監理業務を行うことはできません。なお、工事監理業務については、NO.12の回答を参照してください。
51	質問	実施方針	7	3	2(3)ア	「火葬炉企業が運営企業を兼ねること」、「火葬炉企業が維持管理企業を兼ねること」は可能でしょうか。	ご質問のとおりです。
52	質問	実施方針	7	3	2(3)ア	出資をして運営企業だけになる事は、可能でしょうか？また、出資をしても運営企業になれなかった時、つまり、出資企業のための時、株主配当はあるのでしょうか？	出資をして運営企業だけになる事は可能です。株主配当はSPCの経営判断によります。
53	質問	実施方針	7	4	2(3)ア	「運営企業が維持管理企業を兼ねること」は可能とありますが、「維持管理企業が運営企業を兼ねること」は可能でしょうか。	ご質問のとおりです。
54	質問	実施方針	7	7	2(3)ア⑦	本事業を行なうための出資のみを行なう企業には、SPCのマネジメント等を行なうファイナンシャルアドバイザーなども含まれると理解してよろしいでしょうか？	SPCのマネジメント等を行なうファイナンシャルアドバイザーの参加は認めますが、出資はしてください。
55	質問	実施方針	7	7	2(3)ア⑦	本事業を行なうための出資のみを行なう企業とは、投資目的のための投資家等(本事業において主要な業務を請け負わない企業)も含まれると考えてよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
56	質問	実施方針	7	7	2(3)ア⑦	出資のみを行う企業(出資企業)も構成員に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
57	質問	実施方針	7	7	2(3)ア⑦	出資のみを行なう企業とは、投資目的のための投資家等も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
58	質問	実施方針	7	8	2(3)ア⑦	SPCへの出資要件について、代表者がSPCの発行株式の過半を保有していれば他構成員のSPCへの出資要件は特段問わないとの理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
59	質問	実施方針	7	10	2(3)ア⑦	構成員は全てSPCへの出資が必要でしょうか。	NO.45の回答を参照してください。
60	質問	実施方針	7	8	2(3)ア⑦	「代表企業は、優先交渉権者が選定された場合に契約交渉の内容に関する決定権を有しており、かつSPCの筆頭株主となること、及びSPCが発行する株式のうち過半数を保有することを必要とする。」と記載されていますが、代表企業が筆頭株主かつ単独でSPCの発行済み株式の過半数を保有することの必要性についてご説明下さい。代表企業が単独で過半数の出資を行うとSPCは必然的に代表企業の連結対象子会社となりますが、配当により収益を上げることを予定しない限りこれを許容できる企業はごく一部の企業に限られるため、本事業の事業者公募の競争環境が乏しくなることが懸念されないでしょうか。事業契約上でSPCが負担する業務及びリスクが構成員により過不足なく分担される協働体制が構築できてこそ本事業の継続的实施が確保されますが、かかる観点からは、出資については構成員のそれぞれの役割に応じて検討する必要がある、分担する業務の受託割合によりSPCに対する出資割合を決めることが民間企業にとって経済合理性のある出資比率の決定基準となります。代表企業が単独でSPCの過半数を出資して支配することがSPCの経営の安定に資するとの積極的評価もあり得ますが、代表企業がSPCの他の構成員に対して支配的では公平性が保てないという消極的評価もありうると思います。たとえば、代表企業がSPCの筆頭株主となるにしても、3分の1超の出資により代表企業が拒否権を確保することを最低条件として要求する建付けもありうると思いますが、いかがでしょうか。	代表企業が単独でSPCの過半数を出資して支配することがSPCの経営の安定に資するとの評価をしているためです。ただし、本規定により本事業の競争環境が乏しくなる場合には、要件の見直しについて検討します。詳細は募集要項等公表時に示します。
61	質問	実施方針	7	8	2(3)ア⑦	代表企業はSPCの発行する株式の過半数を保有する旨が記載されていますが、同条件設定は、民間のノウハウ発揮に制限を与える物であり、PFI事業本来の主旨に反するものと思慮します。これまでのPFI事業でもこのような条件設定は見受けられません。SPCへの出資比率については、応募するコンソーシアム企業間でそれぞれの役割分担に応じて検討し、SPCからの業務受託量やリスク分担割合等を勘案しつつ、安定的・継続的な公共サービスの提供を実施するのに最もふさわしい出資比率について、応募者の提案を市に審査していただくことが重要ではないでしょうか。また、同条件下においては、SPCの調達する資金が代表企業の財務諸表に有利子負債として記載される可能性が高い等の消極的要因が多く、代表企業として応募する企業数が非常に限定され、結果として応募グループ数の減少につながり、PFI事業としての競争性確保が困難になると思われる。また、単一企業がSPCに支配的立場となることで、本件PFI事業以外の要因によるSPC経営悪化リスクも向上します。更には、事業者の資金調達が代表企業の与信による融資となりやすく、プロジェクトファイナンスとしての金融機関の監視機能も発揮されにくくなることが考えられます。なお、本件はコンソーシアム組成に関して大変重要な事項ですので、今回の質問に対する回答時点までの検討結果、および募集要項の公表に向けた市のお考えをご教示ください。	NO.60の回答を参照してください。
62	質問	実施方針	7	7	2(3)ア⑦	代表企業がSPCの筆頭株主になるのは理解できますが、過半数を保有しなければならない理由をご教示下さい。	NO.60の回答を参照してください。
63	質問	実施方針	7	11	2(3)ア	代表企業は、SPCの筆頭株主となるのみならず、SPC株式の過半数を保有する必要があるのでしょうか。この規定では柔軟な株主構成の検討に支障が出ますので、再考いただきたく存じます。	NO.60の回答を参照してください。
64	質問	実施方針	7	8	2(3)ア	代表企業以外の構成員は、必ずしもSPCに出資する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	NO.45の回答を参照してください。
65	質問	実施方針	7	9	2(3)ア	応募者代表企業はSPCの筆頭株主かつ発行株式の過半数を取得するとの条件がありますが、その他にも条件はありますか？(例：一部上場会社etc.)	その他の条件はありません。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
66	質問	実施方針	7	10	2(3)ア	「SPCの筆頭株主となること、及びSPCが発行する株式のうち過半数を保有することを必要とする」とありますが、SPCが発行する株式の過半数を保有をすれば、自動的に筆頭株主になると思われますが、そのような解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
67	質問	実施方針	7	12	2(3)ア	地元企業も出資しなければならないのでしょうか。	NO.45の回答を参照してください。
68	質問	実施方針	7	12	2(3)ア	地元企業のSPCへの出資は必要でしょうか。	NO.45の回答を参照してください。
69	質問	実施方針	7	12	2(3)ア⑦	「地元企業」は、「設計企業」「施工企業」「運営企業」「維持管理企業」等、どの業務を担当する企業でもよいとの理解でよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
70	質問	実施方針	7	13	2(3)ア⑦	SPCに金融関係会社も入れる必要はあるでしょうか？	応募者の提案事項とします。
71	質問	実施方針	7	13	2(3)ア⑦	1/20の実施方針説明会において、地元企業を応募者に含むとの説明の後で、母子・寡婦福祉法に配慮との話がありましたが、母子・寡婦協会等具体的な窓口等をご提示ください。	実施方針説明会における母子寡婦福祉法の説明趣旨は「要求水準書(案)平成17年12月の2. 1 総則」を抜粋したものであり、地元企業の参加資格要件とは別のものです。特定の団体等による売店の運営や構成員としての参画を促すことを意図しているものではありません。
72	質問	実施方針	7	13	2(3)ア⑦	1/20の実施方針説明会において、地元企業を応募者に含むとの説明の後で、周辺住民の対応の中で、用地買収未着手、反対者との協議が整っていないとの話がありましたが、特定事業の選定の公表までには、解決されなければならない事項と考えますが如何でしょうか。募集要項公表時では遅すぎると考えられます。	募集要項の公表までに施設ゾーンを確定します。
73	質問	実施方針	7	15	2(3)イ	参加資格要件に、斎場の設計・施工あるいは運営維持管理等の実績の有無についての記載がされていませんが、参加資格については、それら実績の有無は問われまいとの理解でよろしいのでしょうか。	NO.40の回答を参照してください。
74	質問	実施方針	7	15	2(3)イ	「火葬炉企業」「火葬炉運転企業」「運営企業」「維持管理企業」については参加資格要件が記載されていませんが、それぞれ斎場関連の実績等は問われないとの理解でよろしいのでしょうか。	NO.40の回答を参照してください。
75	質問	実施方針	7	15	2(3)イ	構成員の変更に関する規定はどのようにお考えでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
76	質問	実施方針	7	15	2(3)イ	資格要件の中で、施設の設計企業、施工企業、火葬炉企業、火葬炉運転企業、運営企業、維持管理企業の全般に、同種施設の経験が求められておりませんが、参加資格等で必要となると考えますが如何でしょうか。	NO.40の回答を参照してください。
77	質問	実施方針	7	22	2(3)イ	構成員の要件で、設計・施工それぞれの実績は必要ないのでしょうか。	NO.40の回答を参照してください。
78	質問	実施方針	7	15	2(3)イ	資格要件の中で、工事監理者の規定がありません。設計企業が工事監理を行う必要性は無いとの解釈で宜しいのでしょうか。	設計企業が、必ず工事監理業務を行う必要はありません。なお、工事監理業務については、NO.12の回答を参照してください。
79	質問	実施方針	7	25	2(3)イ	指名停止措置について、期間はいつからいつまででしょうか。	指名停止措置の対象期間は、参加資格要件確認日から、事業契約の締結日までを想定していますが、詳細については募集要項等公表時に示します。
80	質問	実施方針	7	25	2(3)イ②	②に示された構成員が満たすべき要件を満たすべき期間を明示いただけないでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
81	質問	実施方針	7	25	2(3)イ②	参加表明以降、登録企業が指名停止などになった場合、変更は認められますか？	募集要項等公表時に示します。
82	質問	実施方針	7	25	2(3)イ②	参加表明後に構成企業のいずれかが指名停止措置になった場合、構成企業の変更は認められるのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
83	質問	実施方針	8	6	2(3)イ	「イ①(イ)に定める特定建設業の許可を受けた施工企業は、経営事項審査結果通知書の総合評点が1200点以上であるも者を一者以上含む」とありますが、土木・建築一式工事と機械器具設置工事それぞれ1200点以上必要でしょうか、ご指示ください。	土木一式及び建築一式について1,200点以上である者を一者以上含めてください。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
84	質問	実施方針	8	15	2(3)オ	「一応募者の構成員が他の応募者の構成員になることを認めない。」との事ですが、ただし書きで火葬炉企業及び火葬炉運転企業が他の応募者にも参加できるとなっていますが、火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数グループに重複参加するための要件の公表時期が平成18年7月の募集要項の公表時とされているのは遅すぎないでしょうか。火葬炉企業及び火葬炉運転企業は、火葬場・葬祭場という本事業の中核を成す業務を分担する企業であり、その重複参加を認める要件の設定のあり方いかんによっては、提案内容の差別化が確保されず、応募企業グループ間での情報管理上の懸念も生じるだけでなく、重複参加要件が判明する募集要項の公表時(平成18年7月)まで火葬炉関係の業務分担体制が組めないのでは、その後の提案内容の検討に必要な時間が圧迫され、ひいては応募企業グループの組成の阻害・参加意欲の低下を招き、本事業の事業者公募の競争環境が整わないおそれが懸念されます。火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数グループに重複参加するための要件の公表時期を早める必要があるのではないでしょうか。	火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数グループに重複参加するための考え方は、早期に公表し、応募に支障が出ないよう配慮する予定です。詳細は募集要項等公表時に示します。
85	質問	実施方針	8	15	2(3)オ	実施方針の説明会にて、「先行事例における構成員の兼務について、競争環境の整備に関する諸課題があり、今後、慎重に検討する。」とのご発言がありましたが、具体的にどのような課題があり、どのように対応される予定なのでしょう。課題の内容によっては、コンソーシアム組成、対応方針に影響を与える可能性がありますので、是非、早急にご教示いただきたく。	NO.84の回答を参照してください。
86	質問	実施方針	8	16	2(3)オ	火葬炉企業及び火葬炉運転企業が、複数のグループに重複して参加する場合、入札に際して、グループ間で情報が漏洩するなど、公平な競争が阻害される可能性もあるかと思いますが、防止策についてはどのようにお考えでしょうか。	NO.84の回答を参照してください。
87	質問	実施方針	8	16	2(3)オ	火葬炉企業及び火葬炉運転企業が、複数のグループに重複して参加する場合、同一の火葬炉企業または火葬炉運転企業が、参加するグループ毎に入札提案の内容に優劣をつけ、入札の結果を意図的に左右することも可能と考えられますが、防止策についてはどのようにお考えでしょうか。	NO.84の回答を参照してください。
88	質問	実施方針	8	16	2(3)オ	火葬炉企業及び火葬炉運転企業が重複参加して別々に条件を提示する場合、別要件に定める事例となりますか？	NO.84の回答を参照してください。
89	質問	実施方針	8	15	2(3)オ	火葬炉企業や火葬炉運転企業(以下、当該企業)が、複数グループに参加できる仕組みに反対です。本件は、火葬場と葬祭場のPFI事業であり、事業の核を成す業務を行う当該企業が複数グループに応募できるという条件は、主たる提案内容部分の差別化、競争性確保、漏洩リスクの観点から、好ましくなく、当該企業以外の参加意欲を低下させると思慮します。この条件設定は、当該企業数が少ないことへの配慮と推察致しますが、既に実施されている火葬場PFI事業では、当該企業がグループにしか応募できない条件下においても、十分な数と思われるグループによる応募実績があり、競争性は十分確保されるのではないのでしょうか。本件質問への回答に関しましては、コンソーシアム組成と提案内容の検討時間を考慮すれば、応募要綱公表時点では時期を逸する可能性が高いことから、本件質問回答の公表時点までの検討結果、および市のお考えをご教示ください。	NO.84の回答を参照してください。
90	質問	実施方針	9	14	2(3)キ	応募者の参加資格確認基準日が示されていますが、基準日をクリアすればよいのでしょうか。また応募者の参加資格要件の必要な期間あるのでしょうか。	NO.79の回答を参照してください。
91	質問	実施方針	9	18	2(4)	提案書の提出後、市に対しプレゼンテーションを行う機会が予定されているのでしょうか。	NO.35の回答を参照してください。
92	質問	実施方針	10	1	2(4)	事業者選定基準を定めるにあたっての指標が記載されておりますが、充実された設備及び運営、サービスは常にコストと相反することと考えます。この場合に対する技術評価点と価格評価点の格差をどのようにご配慮頂けるのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
93	質問	実施方針	10	1	2(4)	事業者選定基準の指標順位はありますか？	募集要項等公表時に示します。
94	質問	実施方針	10	1	2(4)イ	事業者選定基準を定めるにあたって、宇都宮市に対する過去の貢献・実績は考慮されますか？	過去の貢献・実績については考慮されません。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
95	質問	実施方針	10	1	2(4)イ	事業者選定における価格要素と非価格要素の評価点の割合は、どの程度を想定されているのでしょうか。一般的に、価格要素の占める割合が大きい場合には、非価格要素（性能、機能、安定性）が評価全体に与えるインパクトが弱まり、結果として応募者に低価格競争のインセンティブを与えやすくなると思慮します。先行事例PFIでは、低価格競争の結果、事業の安定的継続に困難をきたしているものもあり、特に本件は運営業務重視の本格的PFI得でもあることから、事業の安定的継続のための事業者選定規準の作成を希望しますが、現時点での市のお考えをご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
96	質問	実施方針	10	2	2(4)イ	予定価格は公表されるのでしょうか。	NO.33の回答を参照してください。
97	質問	実施方針	10	2	2(4)イ	本事業の上限価格について公表される予定はありますでしょうか。	NO.33の回答を参照してください。
98	質問	実施方針	10	2	2(4)イ	本事業の上限価格／予定価格等については公表される予定なののでしょうか。	NO.33の回答を参照してください。
99	質問	実施方針	10	9	2(4)イ④	事業者選定基準の指標の「資金調達面、確実性及び安全性」の項目に、「過去の実績等」とありますが、これは当該SPCに融資を行う予定の金融機関の実績ということでしょうか。資金調達に関し「過去の実績」の意味するところをご教示下さい。	資金調達について、過去の実績を問うことは予定していません。事業者選定基準の指標を修正し、「④事業実施体制－民間事業者の財務状況、過去の類似業務実績」とします。
100	質問	実施方針	10	9	2(4)イ④	選定基準を定めるにあたっての指標で、資金調達面の記述に「過去の実績等」とありますが、これはPFIのファイナンス実績という意味でしょうか？	NO.99の回答を参照してください。
101	質問	実施方針	10	19	2(4)ウ②	その他の提案内容とありますが、具体的にご提示下さい。	募集要項等公表時に示します。
102	質問	実施方針	10	24	2(5)ア	選定された提出書類について著作権は「市に帰属される」と記載されていますが、「応募者に帰属される。但し、市は無償又は無断で使用できる」ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
103	質問	実施方針	10	26	2(5)ア	「市は、選定された提出書類の展示権を有する」と記載されていますが、「応募者の了解の下に、必要な図書を展示することが出来る」ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
104	質問	実施方針	10	27	2(5)ア	選定された提出書類について複製権は「市のみに帰属される」と記載されていますが、「応募者の了解の下に、必要な図書を複製することが出来る」ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
105	質問	実施方針	11	3	3(1)ア	地中埋蔵物等による納期遅延が生じた場合、経費負担の問題はどのようになるのでしょうか？	納期遅延の帰責事由により、適切に判断します。詳細は募集要項等公表時に示します。
106	質問	実施方針	11	3	3(1)ア	建設工事期間中に環境保護団体及び政治団体等からクレーム等があった場合、対応分担はどのようになるのでしょうか？	環境保護団体及び政治団体等からのクレーム等について、斎場整備事業に起因するものについては市が対応します。建設工事等に起因するものについては事業者側で対応してください。
107	質問	実施方針	11	3	3(1)ア	当該施設における火災保険は市が加入すると思われますが、市が加入する火災保険（及びそれ以外の保険）の内容について、ご開示願えないでしょうか。	社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済への加入を予定しています。
108	質問	実施方針	11	13	3(2)	審査決定に至るまでの作業に要した費用等について、選定外となった応募者に対価は支払われるのでしょうか？	応募費用の負担をすることはありません。
109	質問	実施方針	11	18	3(2)①	元金となる「斎場施設の設計・施工に要する費用」には、一般的にPFI事業において初期投資と認められる、SPC設立費用、契約関連費用、融資組成手数料、開業までのSPC運営経費、建中金利等が含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
110	質問	実施方針	11	21	3(2)②	変動費相当額についてですが、利用実績に応じてとありますが、これは予定件数よりも多い場合の事でしょうか？	全ての場合において実績とします。
111	質問	実施方針	11	21	3(2)②	施設の修繕・更新に関する費用も維持管理費の固定費相当額に含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
112	質問	実施方針	11	21	3(2)②	固定費相当の対象運営業務としては、利用者受付業務、売店等業務、式場運営業務、料金徴集代行業務、その他事務支援業務、との理解でよろしいでしょうか。	固定費相当の対象運営業務は、利用者受付業務、式場運営業務、料金徴収代行業務、その他事務支援業務です。
113	質問	実施方針	11	21	3(2)②	斎場施設等の運営及び維持管理に要する費用の支払いは、現状どのような条件で支払われていますか。また、斎場施設等の運営及び維持管理に要する費用は毎月必要な経費として出費されるものが殆どのため、毎月の支払いが4半期ごとの支払いをお願い致します。	現斎場の運営・維持管理に係る費用の支払いは、業務内容により「毎月払い」、「年度末払い」等で支払っています。本事業における支払い方法は募集要項等公表時に示します。
114	質問	実施方針	11	24	3(2)②	価格提案に際しては、固定費分と変動費分の具体的な区分け（配分）は事業者に委ねられるのでしょうか。その場合審査評価点への影響はあるのでしょうか。（例えば、変動費をより多く見積もった方が評価が高くなる、など）	募集要項等公表時に示します。
115	質問	実施方針	11	24	3(2)	利用者受付業務及び式場運営業務についても、利用実績に応じて費用が変動するものと考えられますが、ここでの区分によれば固定費相当額に含まれることとなります。考え方・根拠につきご教示願います。	募集要項等公表時に示します。
116	質問	実施方針	11	24	3(2)	利用者受付業務及び式場運営業務については、利用実績に応じ費用も変動するものと考えられますが、これらは固定費相当額に含まれることになるのでしょうか。	ご質問のとおりです。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
117	質問	実施方針	11	28	3(2)②	変動費相当額に「火葬炉運転業務、火葬業務及び待合関連業務に要する費用」とありますが、利用実績によってコストが左右される受付業務や維持管理業務の一部などは含まれないのでしょうか？	ご質問のとおりです。
118	質問	実施方針	12	1	①②③	市からの定期的に確認を受けるとありますが、具体的にご提示下さい。	募集要項等公表時に示します。
119	質問	実施方針	12	14	3(3)イ	当該検査は火葬炉運転業務に含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	供用開始直後に行う排ガス等検査は斎場施設の施工業務に含まれます。また、翌年度以降の排ガス等検査は火葬炉保守管理業務に含まれます。
120	質問	実施方針	12	17	3(3)イ	大気汚染に係る排ガス等検査は、共用開始後ただちに全排気系列について実施と記載されておりますが、共用開始後2ヶ月程度と理解して宜しいでしょうか。	具体的な検査時期については、契約締結後の協議事項とします。
121	質問	実施方針	12	26	3(3)エ	事業期間終了後の委託の継続は運営維持管理を開始してから協議により決定するとありますが、当該協議は具体的にはいつ行う予定でしょうか。	事業期間終了までに双方協議のうえ決定します。
122	質問	実施方針	13	9	4(1)イ	用地の取得状況により、面積は変更になる可能性があるとなっておりますが、面積はいつまでに確定されるのでしょうか。	面積は募集要項等公表時までに確定します。
123	質問	実施方針	13	12	4(1)ウ	建蔽率、および容積率が対象となる区域は、管理ゾーン・施設ゾーンのどれを指すのでしょうか。ご教示下さい。	管理ゾーンの9.65haを指します。
124	質問	実施方針	13	14	4(2)	売店部分についても施設使用料は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	NO.15の回答を参照してください。
125	質問	実施方針	15	3	7(1)ア	日本政策投資銀行の無利子又は低利融資の検討を義務づけている訳ではないという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
126	質問	実施方針	16	6	8(1)	指定管理者の指定に関する議案の提出は、事業契約の締結以降とされていますが、事業契約締結後、指定管理者の指定が否決された場合の事業契約の有効性に関する市の基本的な考え方をご提示下さい。	NO.6の回答を参照してください。
127	質問	実施方針	16	6	8(1)	事業契約が締結されたにも拘わらず、指定管理者の指定に関する議案が否決された場合、事業契約も解除となるのでしょうか。	NO.6の回答を参照してください。
128	質問	実施方針	16	6	8(1)	事業契約が締結されたにも拘わらず、指定管理者の指定に関する議案が否決された場合、事業契約は解除となるのでしょうか。	NO.6の回答を参照してください。
129	質問	実施方針	16	6	8(1)	公の施設の設置条例の制定及び指定管理者の指定に関する議案はいつ頃の市議会に提出する予定でしょうか。	NO.3の回答を参照してください。
130	質問	実施方針	16	13	8(3)	PFI事業への応募にあたっては、提案内容の検討に莫大な費用がかかります。先行事例によれば、このような状況を勘案し、応募費用について一部負担をして頂いている事例もあることから、応募費用の負担をしていただきたいと存じますが、如何でしょうか。	NO.108の回答を参照してください。
131	質問	実施方針	18		許認可の遅延等	市の責めに帰すべき事由による許認可等の遅延等に関するリスク分担が市であれば、事業者の負担する許認可等に関するリスクは、事業者の責めに帰すべき事由による許認可等の遅延等であるべきです。市の責めに帰すべき事由以外のリスクを全て事業者に負わせることは、過大な民間へのリスク移転であり、VFMの低下を招くと思慮します。本件のリスク分担の変更を求めると同時に、現時点での市のお考えをご教示ください。	原案のとおりとします。
132	質問	実施方針	18		住民対策	住民対策に関するリスク分担において、判断基準が「反対住民運動に起因」と「通常必要とされる近隣住民への説明等」と要因を規定していますが、その他の理由も存在するケースはないのでしょうか。	原案のとおりとします。
133	質問	実施方針	18		住民対策	当該施設において、利用者や周辺住民等からの苦情や賠償責任請求の中に、「事業者の善管注意義務を持ってしても発生する苦情や諸請求」(たとえば、言いがかり的なもの)が特に懸念されます。このようなリスクまで民間のリスク分担とするのは過度な負担を強いることになると思われますので、市の基本的小お考えを明確にしていだけないでしょうか。	事業者の善管注意義務を持ってしても発生する苦情や諸請求については、市と事業者が協議の上適切な対応策を検討します。
134	質問	実施方針	18		環境対策	提案以前の、規模設定等の要求水準に沿った開発行為を行うこと自体でも環境の悪影響はあるかと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。	市が実施した環境アセスメントの評価結果から、実施段階においては、環境保全管理を徹底しながら事業を推進していくことにより、環境を適正な水準に維持することが可能であると考えております。
135	質問	実施方針	18		要求水準等の変更	要求水準書P23の③配管工事など「最適な仕様のものを選定すること」等の、非常にあいまいな要求水準については、どのような判断となるのでしょうか。	事業者の提案事項とします。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
136	質問	実施方針	18		第三者賠償	市の責めに帰すべき事由による第三者賠償に関するリスク分担が市であれば、事業者の負担する第三者賠償に関するリスクは、事業者の責めに帰すべき事由による第三者賠償であるべきです。市の責めに帰すべき事由以外のリスクを全て事業者に負わせることは、過大な民間へのリスク移転であり、VFMの低下を招くと思慮します。本件はBTO方式であり、運営期間中の所有権は市にあることから、当該リスク分担の変更を求めると同時に、現時点での市のお考えをご教示ください。	原案のとおりとします。
137	質問	実施方針	18		資金調達	資金調達について、火葬炉の整備に関し、リースの利用は可能でしょうか。	本事業はBTO方式であるため、施設の完成後、火葬炉を含む施設全体を市に所有権移転することとなりますので、この条件を満たしてください。
138	質問	実施方針	18		金利変動	事業期間中の金利変動について、民間が従分担となっていますが、金利変動は全て市の分担と考えますが如何でしょうか。	原案のとおりとします。
139	質問	実施方針	19		金利変動	既に日銀の量的緩和変更路線変更が噂されており、これからの10年は今までの10年と違うと考えます。したがって、固定金利であれば金利直し期間10年は長すぎると考えます。金利リスクはSPCの事業外のリスクですから、もう少し短期間で見直すお考えはないでしょうか？	原案のとおりとします。
140	質問	実施方針	19		金利変動	供用開始後の金利変更日は、入札公告時に明記され则认为てよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
141	質問	実施方針	19		金利変動	金利変動は所有権移転時と供用開始後10年目を目途に行うとありますが、供用開始後の金利変更日について、入札公告において、「〇年目の〇月〇日」と明確に規定されるという理解でよろしいでしょうか。	NO.140の回答を参照してください。
142	質問	実施方針	18		不可抗力	天災、戦争などによる物的・人的損害が民間が従負担となっていますが、予期せぬ不可抗力は、民間ではリスクが負えません、すべて市の負担に変更願います。	原案のとおりとします。
143	質問	実施方針	19		不可抗力	不可抗力について「軽微なもの及び保険の付保が可能なものを除き」市の負担とありますが、表では民間に△がついています。民間負担の△の意味は前述の「軽微なもの及び保険の付保が可能なもの」という意味ですか？	ご質問のとおりです。
144	質問	実施方針	19		不可抗力	事業者リスクとなる「軽微なもの」の基準をお示しください。	一定の金額を募集要項にて定める予定です。
145	質問	実施方針	19		不可抗力	「軽微なもの及び保険の付保が可能なものを除き」とありますが、「軽微なもの」の定義をご教示ください。	NO.144の回答を参照してください。
146	質問	実施方針	18		調査・測量の不備	市が実施する調査・測量の不備は市のリスク分担となっていますが、どのような調査・測量項目をお考えか、ご提示ください。又、民間が設計等に欲しい調査資料は、敷地測量（高低差とも）、文化財等史跡史跡調査、汚染土壌調査（土壌対策基本法）です。募集要項公表までに資料が無いと対応できませんので、それまでに調査等を行い、ご提示ください。	敷地境界測量、地形測量、土壌調査は既に実施済みです。その結果につきましては、募集要項公表時に示します。 なお、埋蔵文化財の確認調査については用地取得後に行う予定ですが、埋蔵文化財の発見によるリスクは市のリスクとします。
147	質問	実施方針	18		設計変更	設計変更によるリスクの範囲は、期間と費用に関する内容についてでしょうか。設計変更を原因とする不具合等も含むのでしょうか。	ご質問のとおりです。
148	質問	実施方針	18		地盤沈下	地盤沈下のリスク分担は全て民間となっておりますが、合理的に予想される範囲を超える場合は不可抗力という考え方でよろしいでしょうか。	建設工事の地盤沈下によるコストの増加は民間の負担とします。
149	質問	実施方針	18		地盤沈下	建設工事に起因しない地盤沈下等に伴う増加コストにつきましては市の負担との理解でよろしいでしょうか。	建設工事に起因しない地盤沈下については、双方協議事項とします。
150	質問	実施方針	18		地中障害物	地中障害物には、埋蔵文化財および汚染土壌なども含めると理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
151	質問	実施方針	18		工期遅延	事業者の責に帰すべからざる事由により工期が遅延した場合のリスクは市の負担として理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
152	質問	実施方針	18		施工管理	施工監理業務は実施方針2ページのク。事業の範囲のどの業務に位置付けられるのでしょうか。	リスク分担表に示す「施工監理」を「工事監理」に修正する予定です。なお、工事監理業務については、NO.12の回答を参照してください。
153	質問	実施方針	18		施工管理	監理業務とは通常「設計監理」と「工事監理」に分類されますが、「施工監理」とはどのような業務を指しているのでしょうか。また、施工者の行う「施工管理」との違いはどこにありますか。根拠と共にお示し下さい。	NO.152の回答を参照してください。
154	質問	実施方針	18		完成検査	完成検査に関するリスクとはどのようなものでしょうか。	完成検査の不備が原因で斎場施設に不具合が生じた場合の責任を指します。
155	質問	実施方針	18		斎場施設の損傷	引渡前の斎場施設の損傷リスクが民間の分担とされていますが、それはあくまでも事業者に帰責事由がある場合をさすとして理解して宜しいでしょうか。	不可抗力以外はいかなる場合も民間のリスクとなります。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
156	質問	実施方針	19		施設損傷	市の責めに帰すべき事由による施設損傷に関するリスク分担が市であれば、事業者の負担する施設損傷に関するリスクは、事業者の責めに帰すべき事由による施設損傷であるべきです。市の責めに帰すべき事由以外のリスクを全て事業者に負わせることは、過大な民間へのリスク移転であり、VFMの低下を招くと思慮します。本件はBTO方式であり、運営期間中の所有権は市にあることから、当該リスク分担の変更を求めると同時に、現時点での市のお考えをお示ください。	NO.155の回答を参照してください。
157	質問	実施方針	18		供用開始遅延	事業者の責に帰すべからざる事由により供用開始が遅延した場合のリスクにつきまして、は市の負担として理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
158	質問	実施方針	18		需要リスク	火葬件数の変動に伴うサービス対価の変動リスクは市側のみ〇になっていますが、どういうコンセプトで変動費用を設定されるご予定でしょうか？	募集要項等公表時に示します。
159	質問	実施方針	18		需要リスク	「売店など自己収益事業」とありますが、自己収益事業とは独立採算事業という意味ですか？	ご質問のとおりです。
160	質問	実施方針	19		物価変動	物価変動リスクに関し、民間が△(従分担)となっていますが、改定のルールなどを具体的にご教示下さい。	募集要項等公表時に示します。
161	質問	実施方針	19		物価変動	運営期間中における物価変動リスクは民間が従負担となっていますが、当初の契約で単価等を設定し、市と契約を行うため、物価変動については、全て市の負担に変更願います。	原案のとおりとします。
162	質問	実施方針	18		リスク分担表	SPCに落度が無いにも係らず、PFI契約締結や指定管理者としての指定に関して議会承認が得られない場合のリスク分担は市という理解で宜しいでしょうか。	双方協議事項として、募集要項等公表時に詳細を示します。
163	質問	実施方針			リスク分担表	実施方針本文中(P6のスケジュール予定)には、本契約締結に市議会の承認を経る必要がある旨が記載されていますが、リスク分担表には議会での否決による事業中止に関するリスク分担が示されていません。当該リスクは否決の理由により(例えば事業の実施やその課程、選定結果等に関するものであれば市が、事業者の破産等に関する物であれば事業者が)それぞれが負担すべきと考えます。現時点での、議会否決リスクに関する市のお考えをご教示ください。	NO.162の回答を参照してください。
164	質問	実施方針	18		リスク分担表	対象となる都市計画区域内における土壌汚染に関する一切のリスクは市の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
165	質問	実施方針	18		リスク分担表	埋蔵文化財調査は行っていますでしょうか。 また、埋蔵文化財の発見によるリスクは地中障害物と同様市のリスクと考えてよろしいのでしょうか。	用地取得後に埋蔵文化財の確認調査を行う予定です。埋蔵文化財の発見によるリスクは、ご質問のとおり市のリスクとします。
166	質問	実施方針	18		リスク分担表	売店など自己収益事業の特定をお願いいたします。これらは事業者の独立採算事業として行われる、との理解でよろしいでしょうか。	自己収益事業は、売店、喫茶・軽食コーナー等を想定しています。あわせて、NO.14及びNO.159の回答を参照してください。
167	質問	実施方針				光熱水費等については、一切記されていませんが市側支払と云う事でしょうか？	NO.23の回答を参照してください。
168	質問	要求水準書(案)	4	6	2.1	ISO14001に準拠した運営マニュアルとありますが、ISOの取得が必要ですか。	ISOの取得は必須ではありません。
169	質問	要求水準書(案)	4	6	2.1	運営企業は必ずしもISO14001を取得している必要は無いとの認識でよろしいでしょうか。	NO.168の回答を参照してください。
170	質問	要求水準書(案)	4	10	2.1	従業員の雇用にあたっては、母子寡婦福祉法の趣旨に配慮することとありますが、具体的にどのようにすればよろしいでしょうか。	応募者の提案事項とします。
171	質問	要求水準書(案)	4	14	2.2.1(1)	火葬場、式場とも、利用予約がない場合、休日とすることは可能でしょうか。	施設の開場日(休場日)、開場時間は、施設設置条例に基づくものとします。
172	質問	要求水準書(案)	4	18	2.2.2	火葬場の営業時間が9:00～17:00となっていますが、将来に渡って式場と共に延長の可能性があればご提示ください。	NO.171の回答を参照してください。
173	質問	要求水準書(案)	4	19	2.2.2(1)	火葬場、式場とも、利用予約がない場合、営業時間を短縮することは可能でしょうか。	NO.171の回答を参照してください。
174	質問	要求水準書(案)	4	19	2(2)2	営業時間は9時00から17時00までを基本とすると記載されておりますが、火葬場施設の開場(受付)から閉館(御遺族の退出)と理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
175	質問	要求水準書(案)	4	20	2.2.2(2)	通夜後に遺族が宿泊するケースもあるものと理解して宜しいでしょうか。	宿泊は想定していませんが、通夜後に遺族が翌朝まで滞在するケースは想定しています。
176	質問	要求水準書(案)	4	24	2.2.3	施設の利用料金は市が条例で定めるのであれば、施設の利用者を決定する権限もすべて市に帰属するものと理解してよろしいでしょうか。	施設の使用許可は、施設設置条例に基づき、SPCが指定管理者として実施してください。
177	質問	要求水準書(案)	5	22	2.5.2	告別の間は円滑な進行が行えるよう協力すること、とありますが、具体的にはどのような「協力」でしょうかご教示下さい。	応募者の提案事項とします。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
178	質問	要求水準書(案)	5	32	2.5.4	収骨について、遺族が直接行う場合と、職員がまとめた上で行う場合の両方に対応とのことですが、その理由をご教示下さい。また、どちらの方法で行うかの判断基準は何でしょうか。	多様な遺族の収骨ニーズに対応するためです。どちらの方法で行うかは遺族の選択によります。
179	質問	要求水準書(案)	6	2	2.5.5	死産児及肢体の一部、胞衣・汚物についてですが、汚物炉について設置要項がありませんが火葬炉で焼却すると云う事でしょうか？	全て火葬炉(人体炉)で対応します。
180	質問	要求水準書(案)	6	10	2.6	斎場職員が遺族に待合室まで必ずしも付き添う必要はないものと理解して宜しいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
181	質問	要求水準書(案)	6	11	2.6	火葬終了の予定時刻や館内利用方法等の説明は、例えば入炉後に炉前で行うなど、必ずしも待合室で行なくてもよいと考えて宜しいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
182	質問	要求水準書(案)	6	12	2.6	火葬終了後の、喪主の炉前への誘導、遺族関係者の収骨スペースへの誘導は、必ずしも斎場職員が付き添う必要はない(例えば放送による案内・誘導)と理解して宜しいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
183	質問	要求水準書(案)	6	13	2.7	喫茶、軽食コーナーは、設置せず売店での物品販売のみと考えて宜しいですか。	ご質問のとおりです。売店の設置は必須要件ですが、軽食コーナー等については事業者の提案とします。ただし独立採算となります。
184	質問	要求水準書(案)	6	13	2.7	売店等の業務で、喫茶コーナーや軽食コーナーなどの設置及び運営を必ずしも必要としないとの事ですが、提案の審査項目に加わらないとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
185	質問	要求水準書(案)	6	13	2.7	売店で提供するサービスは、事業者が自由に提案できるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
186	質問	要求水準書(案)	6	13		売店の運用に関して、賃貸料・電気代・その他の経費は、支払うのでしょうか？	売店に関する賃貸料については、NO.15の回答を参照してください。電気代その他の経費については、事業者負担とします。
187	質問	要求水準書(案)	6	19	2.8	式場運営に関して、受付および霊安室業務以外に触れられておりませんが、祭壇の設置・片付け、稼動間仕切り・椅子の設営などはSPCの業務範囲外と理解して宜しいでしょうか。式場運営に係る事業者の業務範囲の基本的な考え方をご教示下さい。	募集要項等公表時に示します。
188	質問	要求水準書(案)	6	20	2.8.1	式場の貸出業務において、貸倒れが発生した場合のリスクは、市が負担するものとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金に関するリスクはご質問のとおりです。
189	質問	要求水準書(案)	6	21	2(8)1	「設備貸与に関する業務を行うこと」とありますが、常設祭壇の切替え(例えば仏式から神式等へ)は葬祭業者の業務範囲でしょうか。	募集要項等公表時に示します。
190	質問	要求水準書(案)	6	2.8.1	式場運営	設備貸与に関する業務とありますが、具体的に何のことですか？市が利用者に貸し付ける式場備品の受付・引渡し・回収といった業務を想定すればよろしいでしょうか？	募集要項等公表時に示します。
191	質問	要求水準書(案)	7	2.9	料金徴収代行業務	構成企業以外の第三者への再委託禁止とありますが、構成企業の全責任ものと再委託することも不可能でしょうか？	本事業の使用料(公金)は、地方自治法第243条により、私人が取り扱うことを制限されています。また、地方自治法施行令第158条により、委託が認められる場合には、市は受託者を住民に告示するとともに、必要に応じて市は受託者を検査し、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を図ることが求められています。第三者への再委託は、取扱上の責任が不明確になるとともに、住民への周知や検査が困難となり、公金の適正な管理に支障が出るおそれがあるため、禁止するものです。
192	質問	要求水準書(案)	7	2.9	料金徴収代行業務	第三者への再委託禁止の理由をご教示下さい。	NO.191の回答を参照してください。
193	質問	要求水準書(案)	7	5	2.9	構成企業とは実施方針の「構成員」を指し、必ずしも出資者である必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
194	質問	要求水準書(案)	7	5	2.9	「料金徴収代行業務をSPCの構成企業以外の第三者に再委託することはできないものとする」とありますが、「構成企業」とは実施方針で示される「構成員」を指し、必ずしも出資者である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
195	質問	要求水準書(案)	7	7	2.10	斎場の運営に際して、市の職員は一切常駐されず、墓埋法上の管理者は事業者側の職員が務めるものと理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
196	質問	要求水準書(案)	7	2.10	その他の事務支援業務	資料や図面等の管理とありますが、管理するだけでしょうか？	管理・保管し、市の求めに応じて提供してください。
197	質問	要求水準書(案)	8	8	3.1.1(2)	用地の取得、及び敷地の確定は、おおよそいつ頃の予定でしょうか。ご教示下さい。	募集要項等公表時まで確定します。
198	質問	要求水準書(案)	8	8	3.1.1(2)	用地取得状況により面積は変更の可能性があるかとありますが、面積変更に伴う要求水準の変更はありますか。	面積変更に伴う要求水準の変更はありえます。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
199	質問	要求水準書(案)	8	21	3.1.2(1)	工事用仮設給水は、敷地内まで供給していただけると考えて宜しいでしょうか。	事業者側で対応してください。
200	質問	要求水準書(案)	8	21	3.1.2(1)	水道加入負担金は不要と考えて宜しいでしょうか。	事業者側の負担とします。
201	質問	要求水準書(案)	8	21	3.1.2(1)	上水道本管よりの引き込み工事は事業者負担ですか。	ご質問のとおりです。
202	質問	要求水準書(案)	8	21	3.1.2(1)	飲用以外の目的での、井水・雨水の利用について制限がありますか。	飲用以外の目的に限り、地下水・雨水等の利用も可とします。ただし、上水道との混合利用は不可とし配管は分離して設けるものとします。また、地下水の汲みあげが原因と考えられる周辺の井戸枯れ等については、事業者が責任をもって対応することとします。
203	質問	要求水準書(案)	8	22	3.1.2(2)	下水道(汚水)の受益者負担金は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
204	質問	要求水準書(案)	8	23	3.1.2(2)	(別紙インフラ整備計画)記載の下水道管(汚水)DIP-100は敷地内に突きだしていると考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
205	質問	要求水準書(案)	8	24	3.1.2(3)	(別紙インフラ整備計画)記載の下水道管(雨水)HP-φ1000(2箇所)は敷地内に突きだしていると考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
206	質問	要求水準書(案)	8	28	3.1.2(4)	都市ガス供給会社をお知らせください。	現時点では東京ガス㈱です。
207	質問	要求水準書(案)	8	28	3.1.2(4)	(別紙インフラ整備計画)記載のガス地区ガバナより低圧ガスの供給は可能ですか。	インフラ整備計画図に示したとおり、低圧管も布設予定です。
208	質問	要求水準書(案)	8	29	3.1.2(5)	工事用仮設電源は、敷地内仮設盤まで供給していただけると考えて宜しいでしょうか。事業者で引込む場合敷地北面のどの位置で引き込めば良いか引き込み位置をご指示願います。	工事用仮設電源は、事業者側で設置してください。引き込み位置については、管理者と協議の上、対応してください。
209	質問	要求水準書(案)	8	29	3.1.2(5)	敷地北面の既設架空線から引き込むとありますが、それに伴う電力会社等の手続きは市で行なっていただけるでしょうか。	事業者側で行ってください。
210	質問	要求水準書(案)	8	29	3.1.2.(5)	取付道路や必要場所への外灯設置について、動植物に影響しない範囲での設置は可能でしょうか？	可能です。
211	質問	要求水準書(案)	9	4	3.1.4	敷地造成業務の範囲は、斎場計画敷地及び進入道路のみという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
212	質問	要求水準書(案)	9	9	3.1.4	崖地等の安全対策を実施することとなっていますが、民間では事前調査が不可能のため、市の方で危険な状況を調査し、ご提示ください。調査済みであれば資料をご提示ください。なお、調査できない場合には安全対策は別途の条件のして頂きたいお願い致します。	募集要項等公表時に示します。
213	質問	要求水準書(案)	9	21	3.2.1	表1に示される火葬件数を上回る需要が発生し、施設の処理能力を超える事態となった場合など、事業者には対応の義務はないものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者に対応の義務はありませんが、増設計画の変更については双方協議事項とします。
214	質問	要求水準書(案)	11	5	3.2.2	表2 官庁施設の性能基準の分類欄の○は、小項目の内容がすべて該当する事を示すことですか。	ご質問のとおりです。
215	質問	要求水準書(案)	12	2	3.2.3	火葬炉の増設は施設所有権の移転(21年9月)後に行われるものとして理解されます。この増設に係る費用は発生した期に一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	増設に係る費用については、残りの事業期間で平準化して支払うことを想定しています。
216	質問	要求水準書(案)	12	7	3.2.3	施設の延床面積や、各諸室の数や面積、内装仕上げ等については、具体的な指定はなく全て事業者の提案によるのでしょうか。	一部を除き応募者の提案とします。指定する部分については、募集要項等公表時に示します。
217	質問	要求水準書(案)	12	7	3.2.3	火葬炉数において16基とありますが、16基全て人体炉ですか。汚物炉、動物炉の計画及び増設はありますか。	16基全て人体炉です。汚物炉・動物炉等の設置予定はありません。
218	質問	要求水準書(案)	12	8	3.2.3	事業期間中の火葬炉の順次増設(最終年度までに16基整備)を前提とした場合の、施設整備に係るサービス対価の支払い方法をご教示下さい。	NO.215の回答を参照してください。
219	質問	要求水準書(案)	12	9	3.2.3	事業期間中火葬炉を段階的に増設する場合、火葬炉の整備に伴う対価はどのように支払われることになるのでしょうか。割賦支払金利の条件を含めご教示願います。	NO.215の回答を参照してください。
220	質問	要求水準書(案)	12	9	3.2.3	段階的な増設計画の提案も可能とのことですが、金利リスクについても段階的な措置を採ると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
221	質問	要求水準書(案)	12	9	3.2.3	必要炉数の予測を超えて火葬件数が増加した場合の事業リスクは、施設の増設等の対応も含め、貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
222	質問	要求水準書(案)	12	9	3.2.3	火葬炉の増設計画は事業者の提案とあり、実施方針P9に金利変動は所有権移転時とあります。炉の引渡毎に当該引渡部分に対応する基準金利が決定し、各引渡部分毎にサービス対価が支払われるということでしょうか。それとも16基全てを整備するのに必要な資金(サービス対価)を事業開始年度より事業期間に亘って分割して支払うのでしょうか。後者の場合、未整備の火葬炉に対し、金利を付して対価を前払いすることになりはしないでしょうか。	前者の形態を想定しています。
223	質問	要求水準書(案)	12	9	3.2.3	P9にて示された必要炉数の予測を超えて火葬件数が増加し、事業者提案による炉の増設計画では対応できなくなったような場合、増設計画の変更が必要になると考えますが、これに伴うリスクについては貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。(金利決定の方法によってはスワップブレイクコスト等の発生が懸念されます。)	ご質問のとおりです。
224	質問	要求水準書(案)	12	9	3.2.3	当初の段階から必要炉数(16基)を整備する内容の提案は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
225	質問	要求水準書(案)	12	9	3.2.3	P9にて示された必要炉数の予測を超えて火葬件数が増加し、事業者提案による炉の増設計画では対応できなくなったような場合、当該リスクについては市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
226	質問	要求水準書(案)	12	9	3.2.3	当初の段階から必要炉数(16基)を整備する内容の提案は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
227	質問	要求水準書(案)	12	9	3.2.3	火葬炉16基を整備するにあたり、利用状況に応じた炉の増設が可能との内容ですが、9～10ページ記載の炉の設置計画とした場合は、当初10基から順に16基(平成40年)までのスケジュールを提示した場合は、その完成時期に応じて施設整備費が支払われるものと考えてよろしいでしょうか。又この施設整備計画等については事業者提案となりますか。	施設整備費についてはNO.215の回答を参照してください。施設整備計画等については、ご質問のとおりです。
228	質問	要求水準書(案)	12	27	3.2.4.(1)	霊柩車の停車場所について記述がありますが、霊柩車の取得、運営についてはどのようになるでしょうか？	霊柩車の取得、運営については業務範囲外です。
229	質問	要求水準書(案)	12	31	3.2.4.(3)	「告別スペース」「炉前」「収骨スペース」との記述がありますが、それぞれの機能を独立した室とする(告別室、炉前ホール、収骨室など)ことは求められないのでしょうか。	ご質問のとおりです。
230	質問	要求水準書(案)	14	21	3.2.5.(5)	文面からは待合棟に設けるトイレの、すべてのブースを多目的トイレとする、と受け取れます。男女トイレに併設する形で、ひとつの多目的トイレがあれば事足りると思われますが、市のお考えをご教示ください。	和服等での利用を想定し、広い個室を想定しています。多目的トイレはひとつ以上あればよいものとし、応募者の提案とします。
231	質問	要求水準書(案)	14	27	3.2.6	式場について、150名2室少人数利用間仕切り対応で4室分(但し同時2室)稼働が可能となりますが、遺族控室等は2室で良いのですか？備品にも影響しますが？	同時利用は2室までを想定しています。遺族控室等は2室整備してください。
232	質問	要求水準書(案)	14	28	3.2.6	「式場は、150人収容規模を2式場確保し、それぞれ可動式遮音間仕切り等により少人数利用に対応できる構造とし、同時間帯で2室の利用に支障がないようにすること」とありますが、1式場について2分割し、同時に4室の利用が出来るようにするという理解で宜しいでしょうか。	NO.231の回答を参照してください。
233	質問	要求水準書(案)	14	28	3.2.6	火葬炉数については、最大火葬需要に対応することを踏まえ、事業期間の最終年度までに16基を整備することとされているのに対して、式場及び遺族控室はあらかじめ室数が設定されています。火葬需要が増加するのであれば、これらの施設に対する需要も増加すると思われますが、室数は、最大需要時を見込んでの設定となっているのでしょうか。	ご質問のとおりです。
234	質問	要求水準書(案)	15	11	3.2.6.(4)	事業者が用意する祭壇の宗旨、数量、仕様についてご教示下さい。	募集要項等公表時に示します。
235	質問	要求水準書(案)	15	12	3.2.6	会葬者への通夜ふるまい・お清めなどを行う室は(5)遺族控え室と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
236	質問	要求水準書(案)	15	12	3.2.6.(4)	遺族の宿泊設備は必要ですか。	NO.175の回答を参照してください。
237	質問	要求水準書(案)	15	16	3.2.6.(5)	通夜控え室は夜間の利用と考えますが、式場等利用が終了した21:00以降9:00までに利用者が居る場合には、警備等の管理者の常駐が必要と考えられますが、如何でしょうか。	ご質問のとおりです。
238	質問	要求水準書(案)	16	1	3.2.7	駐車場の台数については、具体的な範囲指定はなく、全くの事業提案と考えて宜しいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
239	質問	要求水準書(案)	16	2	3.2.7.(1)(2)	1火葬時の利用者及び1告別式の参列者数はどの程度を想定すれば宜しいでしょうか御指示願います。	募集要項等公表時に示します。
240	質問	要求水準書(案)	16	11	3.2.7.(3)	1式場あたりの通夜参列者の人数はどの程度を想定すれば宜しいか御指示願います。	募集要項等公表時に示します。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
241	質問	要求水準書(案)	16	11	3.2.7	「(3)通夜参列者の駐車場利用」について火葬場用駐車場の兼用は事業者の判断にて可とする旨の記述がありますが、告別式参列者の駐車場との兼用は不可なのでしょう か。	応募者側で判断してください。
242	質問	要求水準書(案)	16	22	3.2.8	市の設置する下水道管の許容排水量をご提示ください。	管内流速を0.6m/secとした場合、「0.283m ³ /min」を想定しています。
243	質問	要求水準書(案)	16	23	3.2.8	汚水の放流は夜間のみと記されていますが、放流時間帯をご指示ください。	22時から4時とします。
244	質問	要求水準書(案)	16	27	3.2.9(1)	調整池に接続する排水管は市の方で調整池まで接続して頂けると考えて宜しいです か。	管理ゾーン内の排水施設は事業者が整備するものとし、管理ゾーン外は市が整備する ものとします。
245	質問	要求水準書(案)	16	28	3.2.9(1)	雨水処理範囲は施設ゾーン30,000m ² と考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
246	質問	要求水準書(案)	16	29	3.2.9	市の設置する2箇所の雨水管それぞれの許容排水量をご提示ください。	流末となる河川への許容放流量は「姿川 0.057m ³ /sec」「流川 0.055m ³ /sec」とします。 ただし、市が整備する流末管渠については、維持管理性を考慮しφ1,000mmの放流管 を布設します。
247	質問	要求水準書(案)	16	29	3.2.9	流域図の全体集水面積は朱色の実線(管理ゾーン)で囲まれた範囲であり、任意に変 更することはできませんか。	任意の変更はできませんが、流域面積が変わらない範囲での変更については、河川管 理者に確認してください。
248	質問	要求水準書(案)	16	29	3.2.9	2つの流域の境を提案により変更することは可能でしょうか。	NO.247の回答を参照してください。
249	質問	要求水準書(案)	17	3	3.2.10(1)	進入道路について、用地区域外の道路は、インフラ整備と同様、市で行うと考えてよろ しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
250	質問	要求水準書(案)	17	7	3.2.10(2)	進入道路について、両方とも施設まで停止させることなくなっていますが、環境影響評 価書5頁の参考図では途中合流となっております。このような形状はよいと考えてよろ しいのでしょうか。	双方とも施設まで停止させずに導くものとし、形状は応募者提案とします。
251	質問	要求水準書(案)	17	14	3.2.11	エリア内を縦断する認定外道路とありますが、現在の位置・形状について明示願いま す。またこの認定外道路の付替えを緩衝緑地内に整備すると読み取れますが、申請・手 続きは事業者の業務範囲でしょうか、ご指示ください。	現在の位置につきましては、別添図面に示すとおりです。 付け替えの申請手続きは、市が行います。
252	質問	要求水準書(案)	17	14	3.2.11	区域内認定外道路(法定外公共物)付け替えについて、敷地および周辺図にて、起点、 終点、経路など、現状の位置をお示しください。	NO.251の図面に示したとおりです。
253	質問	要求水準書(案)	17	15	3.2.11	エリア内を縦断する認定外道路の「現状機能」についてご教示下さい。	未舗装の農道です。
254	質問	要求水準書(案)	17	15	3.2.11	認定外道路の起点、終点とともにご教示ください。	NO.251の図面に示したとおりです。
255	質問	要求水準書(案)	18	6	3.2.15	予約機能については、請求・経理機能を含むと理解して宜しいでしょうか。又、オペレー ターによる予約受付は斎場運営時間内のみの対応と考えて宜しいでしょうか。	請求・経理機能については提案事項とします。 オペレーターに関しては募集要項等公表時に示します。
256	質問	要求水準書(案)	18	6	3.2.15	予約受付の為に端末設置場所は斎場施設部分のみと考えて宜しいでしょうか。その他 場所に設置が必要な場合は、設置場所台数等御指示願います。	専用端末の設置は想定していません。応募者の提案事項とします。
257	質問	要求水準書(案)	18	6	3.2.15(1)	オペレーターによる予約受付も24時間体制をとると云う事でしょうか？	募集要項等公表時に示します。
258	質問	要求水準書(案)	18	10	3.2.15(1)	「オペレーター」とありますが、これは市の職員等ではなく、事業者による人的対応かつ 斎場常駐との理解でよろしいですか。	募集要項等公表時に示します。
259	質問	要求水準書(案)	18	10	3.2.15(1)	オペレータによる予約受付は24時間対応の必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
260	質問	要求水準書(案)	18	12	3.2.15(1)	予約受け付けシステム及び備品等はリース方式は可能でしょうか。	可能です。ただし、事業終了時に市へ引渡せるようにしてください。
261	質問	要求水準書(案)	20	13	3.2.16(2)⑤ウ	停電時においては、全火葬炉を同一時間帯に強制排気で運転すること記載されてお りますが、運営管理上における稼働基数としては如何でしょうか。	運転管理上の稼働基数の全てとします。
262	質問	要求水準書(案)	20	16	3.2.16(2)⑤ウ	天災時における火葬炉への燃料供給方法についても考慮するものとし、代替燃料の種 類やその量及び備蓄方法等は、事業者の提案とすると記載されておりますが、天災時 における運営期間を3日間と想定して宜しいでしょうか。	応募者の提案事項とします。ただし、備蓄量の根拠を示してください。
263	質問	要求水準書(案)	20	19	3.2.16(2)⑥ア	排ガス基準において、標記されている基準値に対し、これ以上厳しい基準を設けるこ とがあるとの事ですが、一度基準に則って排ガス処理施設を設けた場合は、厳しい基準 に変わった場合対応できません、現状で予想される上乗せをご提示ください。	募集要項公表時に、基準値を確定します。なお、契約後に法や条例により新たな基準値 が設けられた場合は、市と事業者で協議することとします。
264	質問	要求水準書(案)	20	20	3.2.16(2)⑥ア	排ガス基準値が記載されておりますが、実測値と理解して宜しいでしょうか。	シミュレーション上で環境保全目標が遵守されることに加え、実測値にて基準を遵守して いただくこととなります。
265	質問	要求水準書(案)	23	26	3.2.16(5)6	将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすることと記載されておりますが、当初にお いて16基設置しても宜しいでしょうか。必ずしも稼働させるものではなく予備炉として設 置。	応募者の提案事項とします。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
266	質問	要求水準書(案)	25	32	3.2.16(9)①	バイパスダクトを設けるものとする。なお、バイパスは集塵装置の保護用と記載されておりますが、この場合排ガスは集塵装置を通過させなくとも良いと判断して宜しいでしょうか。	いかなる場合においても環境保全目標を遵守してください。なお、当該排気系統の集塵機を経由できない場合には、隣地系統の集塵機への切り替えができるよう配慮してください。
267	質問	要求水準書(案)	26	20	3.2.16(10)④	枢運搬車の記載は御座いますが、収骨台車が記載されておりませんが、必要の無いシステムと理解して宜しいでしょうか。	応募者の提案事項とします。
268	質問	要求水準書(案)	26	29	3.2.16(11)①	火葬炉設備で使用する電源は、動力用は三相200V(50Hz)と記載されておりますが、三相400V(50Hz)も利用して宜しいでしょうか。	動力制御系統(排風機、ダンパーの駆動制御等)については、400Vの適用も考えられますが、その際は受配電盤、配線、端末機器のコスト、維持管理費等のメリット・デメリットの整理を踏まえて、400Vの必要性・妥当性を提案してください。
269	質問	要求水準書(案)	29	2	4.1	本施設の維持管理業務にあたり、専任の担当職員が常駐する必要はないものと考えて宜しいでしょうか。	応募者の提案事項とします。
270	質問	要求水準書(案)	29	31	4.4	本事業の建設工事に含まれない備品や家具等について、リスト等を御提示ください。	募集要項等公表時に示します。
271	質問	要求水準書(案)	31	15	4.9	残骨および集じん灰の処理において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に「準じて」とありますが、同法による排出事業者は、市であるとの理解で宜しいでしょうか。	市は墓地埋葬法上の火葬場の経営者であり、その事業から発生する残骨灰及び集じん灰の処理責任は市にあると認識しています。残骨灰及び集じん灰については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)の適用は除外されますが、SPCが施設の管理者として適正に処理してください。 なお、集じん灰についてはその性状から産業廃棄物であるばいじんと同様の処理・処分が必要と判断しており、適正な処理・処分を担保するため、廃棄物処理法での管理票と同様の様式を用いていただくことを予定しています。
272	質問	要求水準書(案)	31	19	4.9	残骨灰、集じん灰はSPCにより適切な処理を行うこととなっておりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準じた場合、排出責任はSPCではなく、市の責任と考えられます。責任及び処分先も含めてご提示ください。	NO.271の回答を参照してください。
273	質問	要求水準書(案)	31	27	4.10	警備業務は、警備員を一切置かない24時間完全機械警備で可と考えて宜しいでしょうか。	遺族が滞在する時間は有人の警備としてください。
274	質問	要求水準書(案)	別紙	4	ボーリング柱状図	BPNO. 15-2の標準貫入試験データの記載がありません。ご教示下さい。	ボーリング調査につきましては、環境アセスメントを実施する上で、建設地の地質や地下水位の調査を目的として実施したもので、ご質問のデータはありません。 なお、現存するデータで不足する場合は、募集要項公表以降、市と協議し、応募者の負担で調査を実施してください。
275	質問	要求水準書(案)	別紙	4	ボーリング柱状図	ボーリング名(BPNO.15-2)の標準貫入試験のデータが記載されてないようです。	NO.274の回答を参照してください。
276	質問	要求水準書(案)	別紙	4	ボーリング位置図柱状図	ボーリングNoの下の()内はボーリング位置の標高と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
1001	意見	実施方針	1	19	1.(1).エ	指定管理者の指定に関し、PFI事業者と貴市が協定を結ぶものと考えますが、入札に先立ち、当該協定書の原案を公表頂きたい。(事業契約と、用語の統一をお願い致します。)	PFIの事業契約条件に準じた協定とする予定です。募集要項等公表時に協定書を公表することも含めて検討します。
1002	意見	実施方針	1	12	1(1)ウ	施設の位置付けとして、将来的には1市3町よりさらに広域の利用人口を想定した提案としたほうが良いでしょうか？	将来的な利用人口予測は、要求水準書(案)の火葬件数(推計)のとおりです。
1003	意見	実施方針	3	24	1(1)コ	事業期間において、設計・建設期間が18ヶ月となっておりますが、取り付け道路造成、敷地形状などから鑑みるに、短いように思われます。設計・施工の期間設定資料のご提示下さい。なお作業フローとしては、本契約締結後、①基本設計作業⇒②市の確認⇒③実施設計作業⇒④市の確認⇒⑤確認申請⇒⑥本体工事着工⇒⑦工事完了⇒⑧供与開始までの準備⇒⑨供与開始、となると思われます。	設計・建設期間の設定については、ご意見を踏まえ募集要項公表時までには精査します。
1004	意見	実施方針	6	14	2(2)	「募集及び選定スケジュール」において、募集要項に関する質問回答の機会が1回となっておりますが、双方の齟齬をきたさないために、2回設定して頂きますようご再考下さい。	今後の事業スケジュールを踏まえたうえで、参考にします。
1005	意見	実施方針	6	14	2.(2)	募集要項に関する質問・意見受付の機会は1回のみとなっておりますが、落札後の事業契約案の内容の変更等困難であること、回答内容に対する再質問の必要が出てくる可能性もあること等をご勘案いただき、参加資格確認の後にもう一度質疑応答の機会を設けていただきたくお願いいたします。	今後の事業スケジュールを踏まえたうえで、参考にします。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
1006	意見	実施方針	6	14	2.(2)	募集要項に関する質問・意見受付の機会は1回のみとなっていますが、落札後の事業契約案の内容の変更等困難であること、回答内容に対する再質問の必要が出てくる可能性もあること等をご勘案いただき、参加資格確認の後にもう一度質疑応答の機会を設けていただきたくお願いいたします。	今後の事業スケジュールを踏まえたうえで、参考にします。
1007	意見	実施方針	7	11	代表企業の過半数しぼり	代表企業の出資を過半数とされていますが、SPCが完全連結対象となってしまう可能性が高い条件を設定されますと、エントリーできる企業が限定されてしまいます。現に本事業参画を相談している複数企業も、この条件がつく限りエントリーを断念せざるをえないと言っております。誰でも参加できるよう条件の緩和をお願いいたします。	NO.84の回答を参照してください。
1008	意見	実施方針	7	11	代表企業の過半数しぼり	代表企業の出資の過半数縛りについて、構成員による適切なリスク分担などを考えてもバランスに欠けていると思われます。過去のPFIの事例でも代表企業による出資の過半数しぼりはあまりありません。一般的な条件にて条項の緩和をお願いいたします。	NO.84の回答を参照してください。
1009	意見	実施方針	10	24	2(5)ア①	選定された提出書類の著作権は市に帰属されるとありますが、一般的に、著作権とはあくまでも著作者に帰属し、市はその使用权、利用権を有すると考えるべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
1010	意見	実施方針	10	27	2(5)ア③	「選定された提出書類の著作権は市に帰属される」また「選定された提出書類の複製権は市のみに帰属される」とありますが、「入札提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、選定事業者の入札提案書類については、本事業において公表その他市が必要と認める時には、市は入札提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。」との規定が適切と考えますのでご再考下さい。	原案のとおりとします。
1011	意見	実施方針	11	13	3(2)	光熱水費は事業者負担となるのでしょうか。長期にわたる固定金額でのリスク負担は困難であるため、PFI事業対象外としていただきたく存じます。	募集要項等公表時に示します。
1012	意見	実施方針	11	24	3(2)②	変動費に括られている「火葬炉運転業務費」「火葬業務費」「待合関連業務費」は、必ずしも火葬件数に連動して増減する訳ではなく、固定的に発生するものも多く含まれます。サービス対価は固定費・変動費に分けず、市の想定火葬件数に基づいて毎年のサービス対価を決めた上で、実施件数が想定件数を上回った場合には実費分を上乗せ精算する方法が望ましいと考えます。(過去の斎場PFI事例でもこの方法が一般的です。)	ご意見として承ります。
1013	意見	実施方針	11	18	3(2)①	割賦金利算定の基準金利の設定日につきましては、極力施設引渡の直前に設定いただけますようお願いいたします。	施設の引渡し日になるべく近づけるようにすることを想定しています。
1014	意見	実施方針	11	21	3(2)②	斎場施設等の運営及び維持管理に要する費用の支払いは、現状どのような条件で支払われていますか。また、斎場施設等の運営及び維持管理に要する費用は毎月必要な経費として出費されるものが殆どのため、毎月の支払いが4半期ごとの支払いをお願い致します。	NO.113の回答を参照してください。
1015	意見	実施方針	11	29	3.(2)	業務実施における光熱水費の取扱いについて記載がないため、ここの欄外に「なお、業務実施に必要な電気、ガス及び水道の使用料は市の負担とするが、作業においては計画的な節約に努めること。」という一文を記載してほしい。	募集要項等公表時に示します。
1016	意見	実施方針	18	14	別添資料	「本事業の収支に重大な影響を及ぼす税制度の変更、およびサービス対価の支払に係る消費税の変更については市のリスク負担」、「その他関連税制度の変更リスクは民間のリスク負担」との規定が適切と考えますのでご再考下さい。	原案のとおりとします。
1017	意見	実施方針	18		リスク分担表 税制度の変更	その他関連税制度の変更リスクについては、市が負っていただくよう要望いたします。	原案のとおりとします。
1018	意見	実施方針	18		リスク分担表: 税制度の変更	税制度の変更に関するリスク分担で貴市の負担は消費税のみとなっておりますが、利益に係る法人税率以外の税率、又は新設課税にかかる税制度変更のリスクは貴市に負担頂きたいとお願い致します。	原案のとおりとします。
1019	意見	実施方針	18	15	リスク分担表 税制度の変更	その他関連税制度の変更が、民間分担となっておりますが、税制度は国等が定めるため、民間には責任が無いため負えない分担と考えます。ご配慮ください。	原案のとおりとします。
1020	意見	実施方針	12	24	3.(3).ウ	本件BTO案件であり、設計及び施工に要する費用部分(割賦支払分)はサービス対価の減額の対象外としていただきたく。	設計及び施工に要する費用部分(割賦支払分)はサービス対価の減額の対象外と考えています。
1021	意見	実施方針	12	24	3.(3).ウ	設計及び施工に要する費用部分(割賦支払分)は減額の対象外としていただきたくお願いいたします。	NO.1020の回答を参照してください。
1022	意見	実施方針	18	24	リスク分担表: 金利変動	設計及び施工に要する費用に係る対価に付される金利の決定のタイミングは、施設引渡し日の2営業日前としていただきたくお願いいたします。	NO.1013の回答を参照してください。
1023	意見	実施方針	18		リスク分担表: 金利変動	金利の決定時期は、極力施設の引渡し日に近づけていただきたい。	NO.1013の回答を参照してください。
1024	意見	実施方針	18		リスク分担表: 金利変動	設計及び施工に要する費用に係る対価に付される金利の決定時期は、施設引渡し日の2営業日前としていただきたくお願い致します。	NO.1013の回答を参照してください。

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答
1025	意見	実施方針	18	25	別添資料	不可抗力とは、天災・暴動・戦争などと規定されがちですが、PFI事業が官民のリスク分担のもと成立する事業であるという特色を前提と捉え、一步踏み込んだ規定が重要となると考えます。 そこで、市及び民間事業者の双方の善良なる管理者としての注意管理義務をもってしても発生した場合の原因を、不可抗力とする(ただし、第三者に帰責事由がありその第三者が特定できる場合は第三者が負うべきリスク)という規定を是非ともお考え頂きたいです。	ご意見として承ります。
1026	意見	実施方針	18	27	リスク分担表 調査・測量の不備	民間が設計等に欲しい調査資料は、敷地測量(高低差とも)、文化財等史跡史跡調査、汚染土壌調査(土壌対策基本法)です。募集要項公表までに資料が無いと対応できませんので、事前に調査等を行って、ご提示ください。	NO.146の回答を参照してください。
1027	意見	実施方針	18		リスク分担表	議会議決リスクの項目がありませんが、議会否決の理由が、応募事業者の責めに帰すべきものではないことが明らかな場合に一定の補償を検討頂きたいお願い致します。	ご意見として承ります
1028	意見	実施方針			進入道路取付 位置図	1/20の実施方針説明会において、進入道路の取り付け計画は、募集要綱公表までに確定するとの事でしたが、当該計画は施設整備計画の検討に大きな影響を与える可能性が高いことから、募集要項公表前の出来るだけ早い段階でのご提示をお願いします。	ご意見として承ります。
1029	意見	要求水準書(案)	5	6	2.3	…塩化水素及び二酸化炭素の排出削減に…(地球温暖化対策のためにも、こう書いた方が良いのではないですか。)	ご意見として承ります。
1030	意見	要求水準書(案)	9	9	3.1.4	崖地等の安全対策を実施することとなっていますが、民間では事前調査が不可能のため、市の方で危険な状況を調査し、ご提示ください。なお、調査できない場合に安全対策は別途の条件として頂きたい。	ご意見として承ります。
1031	意見	要求水準書(案)	15	11	3.2.6(4)	祭壇は市で用意していただくのが妥当と考えます。事業期間中に亘る固定金額での保守管理・修繕更新などのリスク負担は困難です。なお、葬祭業者が葬儀毎に祭壇を持ち込むことはないのでしょ	祭壇については事業者が用意してください。葬祭業者が葬儀毎に祭壇を持ち込むことは有り得ます。
1032	意見	要求水準書(案)	18	26	3.2.15(2)①	「オペレーターは市民からの予約にも対応する」とありますが、直接市民から予約を受け付ける対応の場合、死亡届の確認に困難が生じるシステムとなる可能性があります。ご再考下さい。	予約はあくまでも仮予約であり、受付時に火葬許可証の確認後、施設使用許可を発行していただくことを想定しています。
1033	意見	要求水準書(案)	18	12	3.2.15.(1)	「将来的な技術革新を予測して、対応可能なシステムを提案すること」となっていますが、将来時点における要求水準が未確定な中で、対応可能か否かの判断はどのようにおこなうのでしょうか。PFI事業者が、入札時に提案した金額で可能な範囲の、最大限(最善最良)の更新を行えばよいという理解でよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。
1034	意見	要求水準書(案)	18	12	3.2.15.(1)	「将来的な技術革新を予測して、対応可能なシステムを提案すること」となっていますが、事業期間(20年)にわたるシステムの陳腐化リスクを予測し、あらかじめシステム更新の費用を織込んでおくことは、現実的にはひじょうに困難とされますので、システム更新に係る費用については合理的な範囲の中で、市の負担としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
1035	意見	要求水準書(案)	19	-	-1	収骨方法をご教示いただけませんか。例えば、トレー収骨又は炉内台車直接収骨？	要求水準2.5.4を参照してください。
1036	意見	要求水準書(案)	19	5	3.2.16(1)	火葬炉設備について、詳細にわたり明記しないものでも必要な機械及び装置類等については責任をもって完備すること、とありますが、要求水準書及び提案書に明記された以上の対応は応じかねます。曖昧な規定をもって追加投資を要求されても対応できない可能性が高いと考えます。なお書き以降は再検討願います。	原案のとおりとします。
1037	意見	要求水準書(案)	20	19	3.2.16(2)⑥ア	排ガス基準において、標記されている基準値に対し、これ以上厳しい基準を設けることがあるとの事ですが、一度基準に則って排ガス処理施設を設けた場合は、厳しい基準に変わった場合対応できません、現状で予想される上乗せをご提示ください。それ以上のについては条件外としてください。	NO.263の回答を参照してください。
1038	意見	要求水準書(案)	29	2	4.1	建物、建物設備、火葬炉設備等の大規模修繕は事業に含まれるのでしょうか。長期間に亘る固定金額でのリスク負担は困難です。大規模修繕はPFI事業対象外としていただきたいをお願いします。	大規模修繕はPFI事業対象外です。